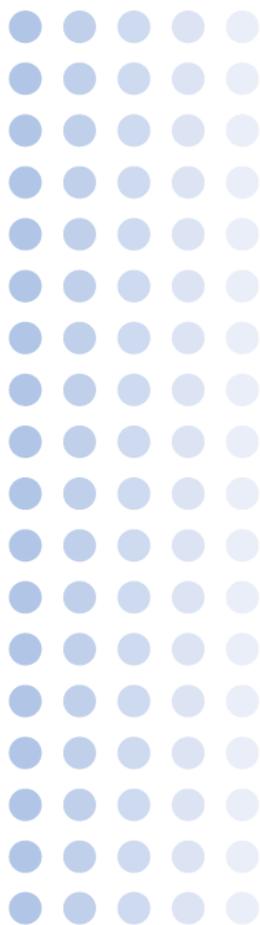


序 章 都市計画マスタープランについて



1. 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第 18 条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を指します。

住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもと住民の意見を反映しながら、都市づくりの具体的な将来ビジョンとして都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と住民等都市に関わる様々な主体がそれらを共有しながら、目指すべき将来都市像を実現することを目的として定めるものです。

抜粋 「都市計画法」～（市町村の都市計画に関する基本的な方針）～

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

2. 策定の背景と役割

2. 1. 策定の背景

本市は、平成 17 年 10 月の 1 市 4 町(旧山口市・旧小郡町・旧秋穂町・旧阿知須町・旧徳地町)の合併、及び平成 22 年 1 月の旧阿東町との合併により、県下最大の行政面積となり、また、都市部から農山漁村部に至る広大で多様な地域特性を有する都市となりました。

こうした中、平成 19 年 10 月には最初の合併に伴う新市のまちづくりの方向性を示す「山口市総合計画」を策定し、その後の 2 度目の合併に伴い、同計画の将来像等を含む基本構想、及び方向性に基づいた「山口・阿東新市基本計画」を策定し、「ひと、まち、歴史と自然が輝く交流と創造のまち 山口」の実現に向けた取り組みを推進しているところです。

また、本市は、合併に伴い4つの都市計画区域を有していましたが、都市計画区域の再編が検討された結果、1つの都市計画区域に統合されたことから、今後の都市づくりにおいても、新市としての都市の一体性を確保し、広域的視点から都市づくりを推進するために、都市計画区域外も含めた都市構造のあり方を明確にすることが求められています。

こうした本市の状況や、人口減少・少子高齢化をはじめとした本市を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応し、本市が目指す交流と創造を軸とした将来都市像を実現するために、都市づくりの目標や目指すべき都市構造、土地利用のあり方などを示す山口市都市計画マスタープランを策定し、本市の都市計画の基本的方針とするものです。

2. 2. 計画の役割

1 都市の将来像を明示する

山口市の都市全体あるいは地域別の将来都市像及び都市づくりの目標を設定し、明示することにより、多様な主体が共有する都市づくりの方向性の柱となります

2 都市計画の総合性・一体性を確保する

個々の都市計画や他法令に基づくまちづくり計画・施策の相互関係を調整し、都市づくりに関する総合性・一体性の確保を図る役割を担うことで、適正な土地利用の推進や、都市施設の配置等を含めた、効率的かつ効果的な都市づくりの推進を図ることができます

3 市が定める都市計画の決定・変更の方針を示す

山口市都市計画マスタープランは、それ自体については法的拘束力を有しませんが、今後、本マスタープランで示す将来都市像を実現する手段の一つとして、法的拘束力を伴う地域地区や都市施設等の都市計画決定についての決定・変更の基本的方針となることから、間接的に都市の将来土地利用等を規定する役割を果たします

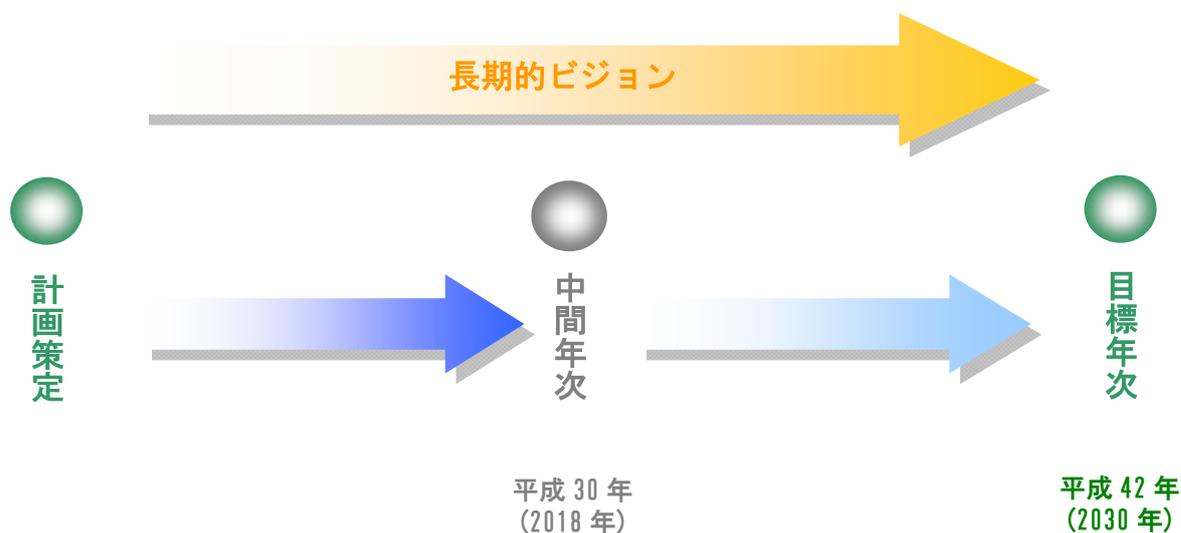
4 都市づくりに関する住民や企業等の理解を深め、協働の都市づくりを推進する

住民を含めた多様な主体が、都市の課題や方向性について理解を深めることにより、具体の都市計画の決定・実現について理解と協働を推進することが期待できます

3. 計画の期間

様々な主体や要因が関わり実現していく都市づくりにおいては、長期的な視点から都市づくりのビジョンを定める必要があります。このため、「山口市都市計画マスタープラン」では、おおむね 20 年後を見据えることとし、平成 42 年(2030 年)を目標年次とします。

なお、都市は固定的ではなく、社会経済情勢の変化に連動して変化していくものであることから、本市の総合計画の目標年次である平成 30 年(2018 年)を中間年次と設定し、適切な見直しを図っていくこととします。

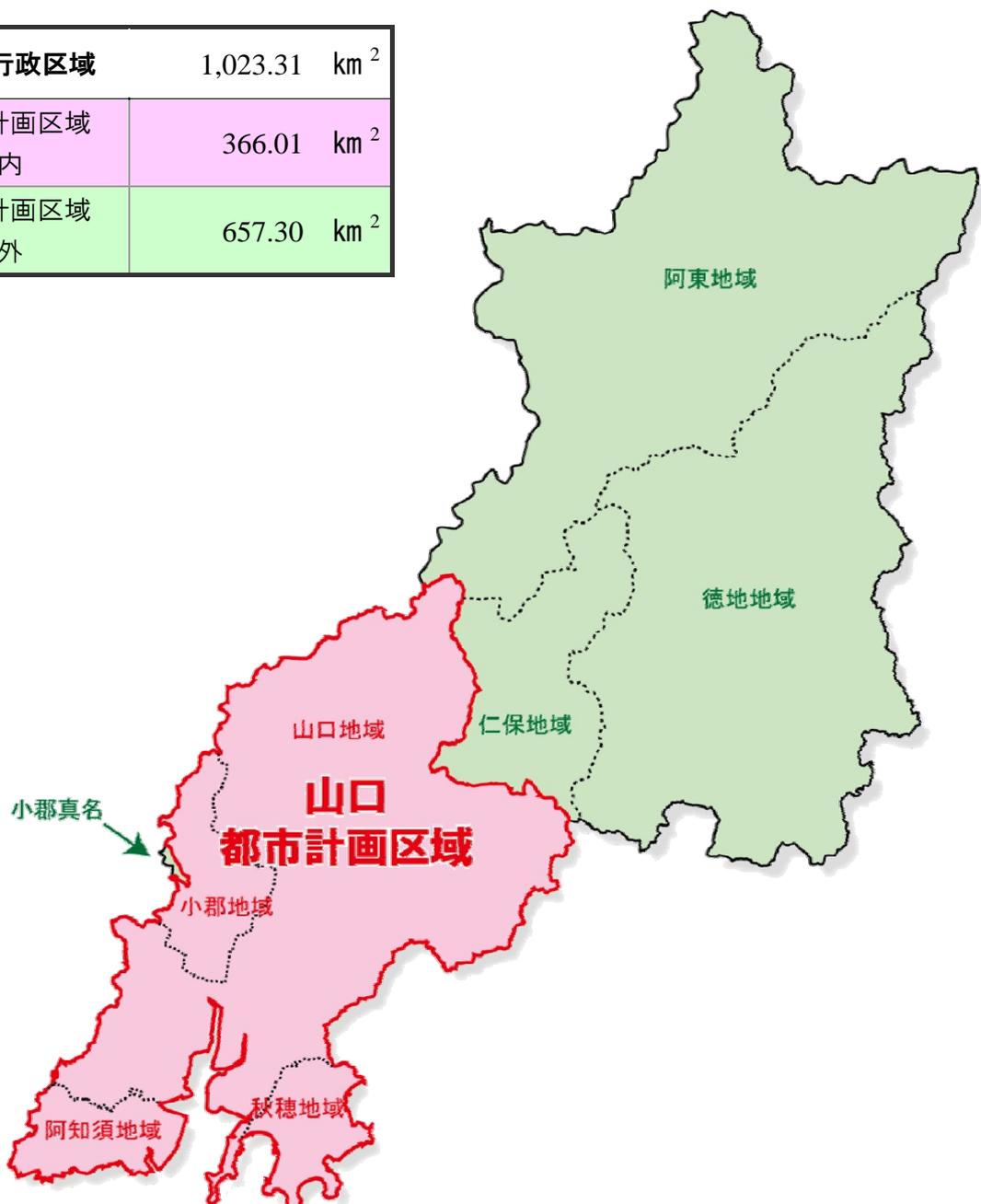


4. 計画の対象範囲

本市の行政区域は、都市計画区域と都市計画区域外に大別することができ、このうち都市計画区域は、区域区分の無い、いわゆる非線引き都市計画区域となっています。

都市計画マスタープランは、“都市計画に関する基本的な方針”を定めるものであることから、原則として都市計画区域が対象範囲とされていますが、新たに策定する「山口市都市計画マスタープラン」においては、合併後の新市全体において、一体的、総合的視点から、土地利用のあり方や都市施設の配置、地域間の連携等を踏まえた将来都市構造を検討する必要があることから、全体的な都市構造や土地利用等のあり方について示す「全体構想」については本市全域を対象範囲とし、より具体的な都市づくりの方向性を示す「地域別構想」においては、都市計画区域を対象とします。

| | |
|-------------|--------------------------|
| 山口市 行政区域 | 1,023.31 km ² |
| 都市計画区域 内 | 366.01 km ² |
| 都市計画区域 外 | 657.30 km ² |



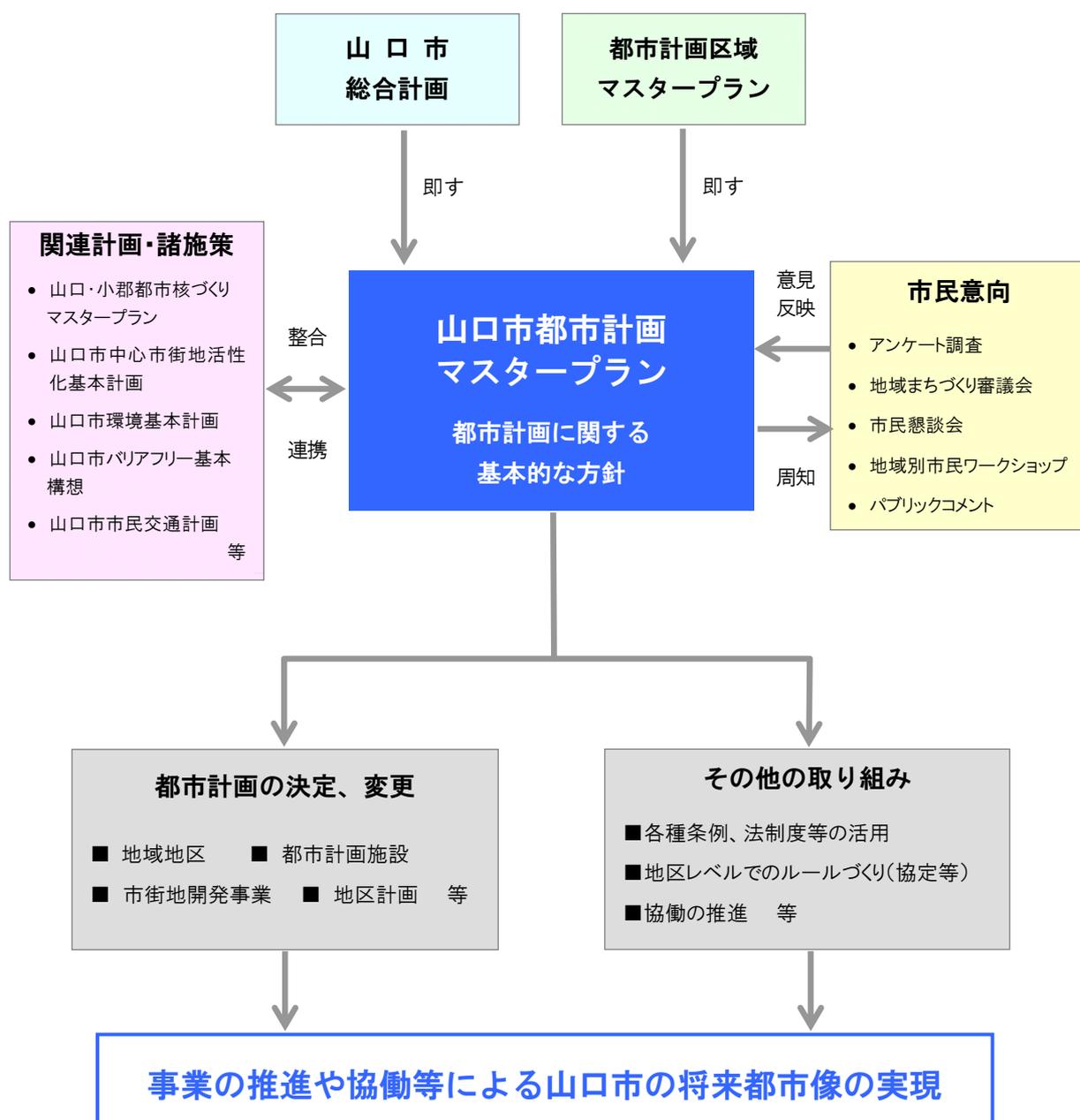
5. 計画の位置づけ

都市計画法第18条の2において、市町村都市計画マスタープランは、「当該市町村の建設に関する基本構想(総合計画)」及び県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」に即して定めることとされています。

また同条において、市町村都市計画マスタープランを定めるときは、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされています。

なお、目指すべき都市の将来像を実現していくためには、都市計画の分野のみならず、他の分野との連携や整合を図る必要があることから、関係する機関や計画等との調整を図りながら本計画を策定していくこととしています。

こうして策定した本マスタープランに即した都市計画及びその他の取り組みによる都市づくりを推進することで、本市の目指す将来都市像の実現を図ります。



6. 計画の構成

本計画は、「全体構想」、「地域別構想」及び「実現化方策」の3章で構成します。

● 序章／都市計画マスタープランについて

マスタープランの策定趣旨や位置づけ等について説明します



● 第1章／全体構想

山口市全域を対象に、都市づくりの目標や目指すべき都市の骨格(都市構造)や土地利用、都市施設、市街地整備、都市環境・景観などに対する方針を示します

山 口 市 の 現 状



将来の都市像と都市づくりの基本目標



将 来 都 市 構 造



都 市 づ く り の 方 針



● 第2章／地域づくりの方針(地域別構想)

全体構想をもとに、地域の実情を踏まえ、特性を生かし、課題を解決できるよう、地域ごとにきめ細やかな都市づくりの方針を示します

地 域 区 分 の 考 え 方



地 域 別 課 題



地 域 づ く り の 方 針



● 第3章／実現化方策

都市づくりの進捗状況の管理や協働による都市づくり等、計画の実現に向けた基本的な考え方や役割分担、取り組み手法について方針を示します

